

山梨県公報

号外第十六号

平成十六年
三月三十一日

水曜日

目次

平成十六年度予算の公表……………一

告示

山梨県告示第百六十八号

平成十六年二月定例県議会において議決を経た平成十六年度山梨県一般会計予算ほか十六件は、次のとおりである。

平成十六年三月三十一日

山梨県知事 山 本 栄 彦

1 平成16年度山梨県一般会計予算

平成16年度山梨県一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ474,712,736千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起すことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費(賃金に係る共済費を除く。)に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の流用

第 1 表 歳入歳出予算
歳 入

(単位千円)

款	項	金額	額					
1 県	税		88,243,559					
	1 県	民	税	20,410,750				
	2 事	業	税	26,795,500				
	3 地	方	消	費	税	8,873,850		
	4 不	動	産	取	得	税	2,658,200	
	5 県	た	ば	こ	税	1,953,450		
	6 ゴ	ル	フ	場	利	用	税	1,103,850
	7 自	動	車	税	14,727,050			
	8 敏	区	税	908				
	9 固	定	資	産	税	2		
	10 自	動	車	取	得	税	3,360,750	
11 軽	油	引	取	税	8,289,600			

	12 狩 猟 税	68,029
	13 旧法による税	1,620
	20,191,075	
2 地方消費税清算金	1 地方消費税清算金	20,191,075
	3,286,000	
	1 所得譲与税	1,487,000
	2 地方道路譲与税	1,648,000
3 地方譲与税	3 石油ガス譲与税	151,000
	2,195,000	
	1 地方特例交付金	2,195,000
4 地方特例交付金	1 地方交付税	125,174,000
	378,000	
5 地方交付税	1 地方交付税	125,174,000
	378,000	
6 交通安全対策金	1 交通安全対策金	378,000
	378,000	

7 分担金及び負担金	1 負担金	5,118,564
8 使用料及び手数料	1 使用料	10,006,305
	2 手数料	8,152,784
		1,853,521
9 国庫支出金		86,000,104
	1 国庫負担金	23,864,021
	2 国庫補助金	60,351,019
	3 国庫委託金	1,785,064
10 財産収入		449,980
	1 財産運用収入	196,556
	2 財産売却収入	253,424
11 寄附金		82,826
	1 寄附金	82,826

12 繰 入 金			21,435,337
	1 特別会計繰入金		2,009,780
	2 基金繰入金		19,425,557
13 繰 越 金			
	1 繰 越 金		1
14 諸 収 入			22,408,985
	1 延滞金、加算金及び 過 料		230,200
	2 県預金及び貸付金等 利 子 収 入		193,351
	3 貸付金等償還金		16,452,319
	4 受託事業収入		1,542,928
	5 収益事業収入		3,359,234
	6 利子割精算金収入		32,108
15 県 債	7 雑 入		598,845
			89,743,000

	1 県 債	89,743,000
歳 入	合 計	474,712,736

歳 出

款	項	金 額
1 議 会 費		1,017,369
	1 議 会 費	1,017,369
2 総 務 費		30,239,851
	1 総 務 管 理 費	13,165,394
	2 企 画 費	7,411,829
	3 徴 税 費	3,553,888
	4 市 町 村 振 興 費	3,366,483
	5 選 挙 費	573,938
	6 防 災 費	1,240,200
	7 統 計 調 査 費	584,247

	8 人事委员会費	140,136
	9 監査委員費	203,736
3 民生費		33,438,669
	1 社会福祉費	22,108,165
	2 児童福祉費	9,455,298
	3 生活保護費	1,763,645
	4 災害救助費	111,561
4 衛生費		14,637,784
	1 公衆衛生費	3,592,741
	2 環境衛生費	2,761,951
	3 保健所費	1,567,712
	4 医薬費	6,715,380
		2,417,438
5 労働費		
	1 労政費	443,487

	2	職業訓練費	1,183,465
	3	労働力対策費	681,784
	4	労働委員会費	108,702
	6 農林水産業費		47,909,455
	1	農業水産業費	6,465,319
	2	畜産業費	2,399,582
	3	農地費	18,119,850
	4	林業費	20,924,704
7	商工費		14,243,385
	1	商工費	13,657,285
	2	観光費	586,100
8	土木費		102,342,245
	1	土木管理費	7,245,476
	2	道路橋りょう費	48,658,973

9 警 察 費	3 河 川 砂 防 費	23,593,508
	4 都 市 計 画 費	16,604,186
	5 住 宅 費	6,240,102
	1 警 察 管 理 費	22,446,770
	2 警 察 活 動 費	20,274,570
10 教 育 費		2,172,200
		102,264,107
	1 教 育 総 務 費	11,493,315
	2 小 学 校 費	30,951,169
	3 中 学 校 費	17,109,922
	4 高 等 学 校 費	23,015,962
	5 特 殊 学 校 費	7,251,440
7 保 健 体 育 費	6 社 会 教 育 費	5,268,968
		1,157,947

11 災害復旧費	8 大 学 費	2,102,235	
	9 私 学 振 興 費	3,913,149	
	2,332,810		
	1 農 林 水 産 施 設 災 害 復 旧 費	302,420	
	2 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	2,030,390	
	77,816,340		
	12 公 債 費		
	1 公 債 費	77,816,340	
	23,566,513		
13 諸 支 出 金	1 財 政 調 整 基 金 積 立 金	1,617	
	2 県 債 管 理 基 金 積 立 金	4,980	
	3 自 然 保 護 基 金 積 立 金	31	
	4 土 地 開 発 基 金 積 立 金	1,561	
	5 公 事 共 施 設 金 積 立 等 基 金 備 立 金	6,620	
	6 諸 費	23,551,704	

14 予備費		40,000
	1 予備費	40,000
歳出	合計	474,712,736

第2表 継続費

(単位千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
3 民生費	2 児童福祉費	あけぼの医療福祉センター整備費	6,454,759	平成16年度	1,936,427
				平成17年度	4,195,594
				平成18年度	322,738
9 警察費	1 警察管理費	総合交通センター建設費	2,596,657	平成16年度	614,786
				平成17年度	1,981,871
				平成18年度	
	4 高等学校費	吉田高等学校改築費	2,876,457	平成16年度	600,340
				平成17年度	1,987,514
				平成18年度	288,603
				平成16年度	645,033
				平成17年度	1,434,564
10 教育費	5 特殊学校費	盲学校・甲府養護学校改築費	4,321,881	平成18年度	1,448,693
				平成17年度	

			平成19年度	793,591
			平成16年度	235,875
			平成17年度	1,332,822
			平成18年度	1,368,555
8	大 学 費	山梨県立大学整備費	2,937,252	

第3表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
平成16年度に銀行その他の金融機関が、山梨県土地開発公社に貸付けた事業資金の債務保証及び平成16年度公共事業用地の先行取得について、山梨県土地開発公社と契約を締結すること。	平成16年度から平成26年度まで	債務保証については、8,400,000千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額 契約締結額については、1,600,000千円以内	446,922 千円
新財務会計システム開発事業について委託契約を締結すること。	平成17年度から平成20年度まで		1,818,608 千円
行政事務用機器等の賃借について契約を締結すること。	平成17年度から平成22年度まで		23,450 千円
コンビニエンスストアにおける自動車税の収納について委託契約を締結すること。	平成17年度		311,765千円を限度として貸付けた場合の元利金（遅延利息を含む。）に相当する額
平成16年度に銀行その他の金融機関が、財団法人山梨県環境整備事業団に貸付けた事業資金について損失を受けた場合、その損	平成16年度から平成31年度まで		

<p>失を補償すること。</p>		
<p>平成16年度に農林漁業金融公庫が、財団法人山梨県林業公社に農林漁業金融公庫資金を融資したことにより損失を受けた場合、その損失を補償すること。</p>	<p>平成16年度から平成70年度まで</p>	<p>借入元本188,890千円の償還期限到来後10箇月の期間満了日において、公庫が弁済を受けなかった元利合計金額並びに遅延損害金に相当する金額及び損失確定日の翌日から補償履行の日までの利率年11.0%に相当する利息</p>
<p>山梨県火災共済協同組合に対し、同組合が行う共済金の支払に不足額が生じた場合、貸付けを行うこと。</p>	<p>平成16年度</p>	<p>300,000 千円</p>
<p>山梨県信用保証協会が、平成16年度に債務保証する経営支援緊急融資、経営再生支援融資、資金繰り支援借換融資、一般保証により保証した経済変動対策融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資について損失を受けた場合、その損失額の一部を補償すること。</p>	<p>平成16年度から平成28年度まで</p>	<p>金融機関が、経営支援緊急融資として総額10,000,000千円の範囲内で融資した資金、経営再生支援融資として総額1,000,000千円の範囲内で融資した資金、資金繰り支援借換融資として総額2,000,000千円の範囲内で融資した資金、経済変動対策融資として総額2,300,000千円の範囲内で融資した資金及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要作業施設の整備等に要する融資として総額200,000千円の範囲内で融資した資金について、山梨県信用保証協会が債務の保証（経済変動対策融資にあつては一般保証により債務保証した場合に限る。）を行ったことにより生じた代位弁済額から、中小企業信用保険法第5条の規定により支払いを受けた保険金の額を控除した額のうち、経営支援緊急融資及び経営再生支援融</p>

		<p>資に係るものについては65%以内、経済変動対策融資に係るものについては75%以内、資金繰り支援借換融資及び雇用促進等支援融資のうち重度心身障害者等に必要な作業施設の整備等に要する融資に係るものについては60%以内</p>
<p>平成16年度に山梨県信用農業協同組合連合会等金融機関及び社団法人全国農地保有合理化協会が、財団法人山梨県農業振興公社に事業資金を融資したことにより損失を受けた場合、その損失を補償すること。</p>	<p>平成16年度から平成26年度まで</p>	<p>164,000 千円を限度として貸付けた場合の元利金(遅延利息を含む。)に相当する額</p>
<p>平成16年度融資に係る農業近代化資金の利子補給を行うこと。</p>	<p>平成17年度から平成36年度まで</p>	<p>融資限度額 4,000,000 千円の利率年 1.85 %以内</p>
<p>平成16年度融資に係る農業近代化資金のうち、畜産公害防止者、生産調整対策事業者、新規就農者及び認定農業者に対する資金の利子補給を行うこと。</p>	<p>平成17年度から平成36年度まで</p>	<p>融資限度額 1,008,000 千円の利率年 0.7 %以内</p>
<p>平成16年度融資に係る農業災害対策資金の利子補助を行うこと。</p>	<p>平成17年度から平成21年度まで</p>	<p>融資限度額 100,000 千円の利率年 1.0 %以内</p>
<p>平成16年度融資に係る農村住宅資金の利子補給を行うこと。</p>	<p>平成17年度から平成31年度まで</p>	<p>融資限度額 1,100,000 千円の利率年 1.75 %以内</p>
<p>平成16年度融資に係る農業経営改善資金の利子補給を行うこと。</p>	<p>平成17年度から平成26年度まで</p>	<p>融資限度額 200,000 千円の利率年 1.75 %以内</p>

平成16年度融資に係る特定農産加工資金の 利子補助を行うこと。	平成17年度から 平成31年度まで	融資限度額 100,000 千円の利率年 1.6 %以内
平成16年度融資に係る中山間地域活性化資 金の利子補助を行うこと。	平成17年度から 平成41年度まで	融資限度額 200,000 千円の利率年 1.8 %以内
平成16年度融資に係る農業経営基盤強化資 金の利子補助を行うこと。	平成17年度から 平成41年度まで	融資限度額 1,500,000 千円の利率年 0.25 %以内
平成16年度融資に係る農業経営負担軽減支 援資金の利子補助を行うこと。	平成17年度から 平成31年度まで	融資限度額 300,000 千円の利率年 1.95 %以内
平成16年度融資に係る大家畜経営改善支援 資金の利子補助を行うこと。	平成17年度から 平成29年度まで	融資限度額 75,000 千円の利率年 0.5 %以内
平成16年度に銀行その他の金融機関が、山 梨県住宅供給公社に貸付けた事業資金につ いて損失を受けた場合、その損失を補償す ること。	平成16年度から 平成25年度まで	10,300,416千円を限度として貸付けた場合の元利 金（遅延利息を含む。）に相当する額
平成16年度融資に係る個人住宅建設資金の 利子補助を行うこと。	平成16年度から 平成31年度まで ただし、改修住宅については、 平成16年度から 平成26年度まで	融資限度額 840,000 千円の利率年 1.5 %以内
一般国道140号新五明川橋（仮称）新設工 事（南アルプス市、南巨摩郡増穂町）につ	平成17年度	200,000 千円

<p>いて請負契約を締結すること。</p>		
<p>一般国道300号新富山橋（仮称）下部工事（西八代郡下部町、南巨摩郡身延町）について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成17年度</p>	<p>250,000 千円</p>
<p>一般国道411号上萩原4号橋（仮称）下部工事（塩山市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成17年度</p>	<p>400,000 千円</p>
<p>一般国道411号新西広門田橋（仮称）上部工事（塩山市）について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成17年度</p>	<p>150,000 千円</p>
<p>主要地方道韮崎櫛形豊富富線布施高架橋新設工事（中巨摩郡田富町）について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成17年度</p>	<p>550,000 千円</p>
<p>主要地方道韮崎櫛形豊富富線上三条高架橋新設工事（中巨摩郡玉穂町）について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成17年度</p>	<p>970,000 千円</p>
<p>主要地方道韮崎櫛形豊富富線山王川橋新設工事（中巨摩郡玉穂町）について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成17年度</p>	<p>230,000 千円</p>
<p>主要地方道韮崎櫛形豊富富線下河東高架橋新設工事（中巨摩郡玉穂町）について請負契約を締結すること。</p>	<p>平成17年度</p>	<p>730,000 千円</p>
<p>主要地方道韮崎櫛形豊富富線成島高架橋新設工事（中巨摩郡玉穂町）について請負契約</p>	<p>平成17年度</p>	<p>507,000 千円</p>

を締結すること。		
主要地方道富士川身延線中村川橋架替工事 (南巨摩郡南部町) について請負契約を締結すること。	平成17年度	50,000 千円
主要地方道上野原あきる野線1号橋新設工事 (北都留郡上野原町) について請負契約を締結すること。	平成17年度	300,000 千円
主要地方道南アルプス公園線青崖1・2号橋 (仮称) 下部工事 (南巨摩郡早川町) について請負契約を締結すること。	平成17年度	200,000 千円
主要地方道茅野小淵沢韮崎線能見城橋下部工事 (韮崎市) について請負契約を締結すること。	平成17年度	300,000 千円
一般県道武田八幡神社線武田橋拡幅工事 (韮崎市) について請負契約を締結すること。	平成17年度	50,000 千円
一級河川五明川一般河川改修工事 (南アルプス市) について請負契約を締結すること。	平成17年度	100,000 千円
都市計画道路塩の山西広門田線道路改良工事 (塩山市) について東日本旅客鉄道株式会社と協定を締結すること。	平成17年度から 平成19年度まで	2,200,000 千円
過疎地域市町村公共下水道整備県代行事業 に係る武川村浄化センター建設工事 (北巨摩郡武川村) について請負契約を締結する	平成17年度から 平成18年度まで	559,000 千円

こと。					
県営住宅若草下今井団地建設工事（南アールプス市）について請負契約を締結すること。	平成17年度	320,729 千円			
県営住宅双葉響が丘団地建設工事（北巨摩郡双葉町）について請負契約を締結すること。	平成17年度	546,774 千円			
小瀬スポーツ公園野球場電光掲示板整備工事について請負契約を締結すること。	平成17年度	103,791 千円			

第4表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農地費	2,394,000	普通通債 貸券 借発 又行	9.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府公債及び金融機関の利率について見直しを行った後、当該利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができると。

林業費	5,059,000	同	上	同	上	同	上
道路橋りょう費	2,703,000	同	上	同	上	同	上
河川砂防費	7,375,000	同	上	同	上	同	上
都市計画費	381,000	同	上	同	上	同	上
住宅費	929,000	同	上	同	上	同	上
国直轄事業費負担金	3,983,000	同	上	同	上	同	上
災害復旧費	851,000	同	上	同	上	同	上
高速情報通信基盤整備事業費	47,000	同	上	同	上	同	上
県民文化ホール改修費	48,000	同	上	同	上	同	上
山梨県立大学整備費	183,000	同	上	同	上	同	上
被災者生活再建支援基金 出 捐 金	285,000	同	上	同	上	同	上
高齢者居室等整備資金 貸 付 金	44,000	同	上	同	上	同	上
重度心身障害者居室 整備資金貸付金	20,000	同	上	同	上	同	上
あけぼの医療福祉 センター整備費	1,405,000	同	上	同	上	同	上

廃棄物処理対策費	111,000	同	上	同	上	同	上
自然公園施設整備費	21,000	同	上	同	上	同	上
農村景観形成事業費	135,000	同	上	同	上	同	上
臨時県道整備事業費	20,020,000	同	上	同	上	同	上
自然災害防止事業費	549,000	同	上	同	上	同	上
臨時河川等整備事業費	1,158,000	同	上	同	上	同	上
生活関連土木施設整備事業費	2,471,000	同	上	同	上	同	上
市町村合併促進社会基盤整備事業費	657,000	同	上	同	上	同	上
ポトルネットク解消市町村道県代行事業費	75,000	同	上	同	上	同	上
高等学校建設費	3,797,000	同	上	同	上	同	上
養護学校等整備費	765,000	同	上	同	上	同	上
小瀬スポーツ公園野球場改修費	84,000	同	上	同	上	同	上
県立博物館建設費	2,067,000	同	上	同	上	同	上
駐在所等建設費	52,000	同	上	同	上	同	上

総合交通センター建設費	421,000	同	上	同	上	同	上
交通安全施設整備費	213,000	同	上	同	上	同	上
減税補てん債	3,029,000	同	上	同	上	同	上
臨時財政対策債	28,411,000	同	上	同	上	同	上
計	89,743,000						

2 平成16年度山梨県恩賜県有財産特別会計予算

平成16年度山梨県恩賜県有財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,071,084千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		1,922,933

	1 使 用 料	1,922,933	
2 県 支 出 金		1,694,779	
	1 県 補 助 金	1,694,779	
3 財 産 収 入		2,803,182	
	1 財 産 運 用 収 入	2,536,429	
	2 財 産 売 払 収 入	266,753	
4 寄 附 金		1	
	1 寄 附 金	1	
5 繰 入 金		147,600	
	1 基 金 繰 入 金	147,600	
6 繰 越 金		765,490	
	1 繰 越 金	765,490	
7 諸 収 入		6,099	
	1 受 託 事 業 収 入	1,244	

	2	延滞金、加算金及び 過料	1
	3	雑入	4,854
8	債		731,000
	1	県債	731,000
歳入		合計	8,071,084

歳出

款	項	金額	額
1	管理費		800,693
		1 管理費	800,693
2	事業費		3,333,450
		1 事業費	3,333,450
3	交付金		2,082,505
		1 交付金	2,082,505
4	公債費		1,853,436

	1 公債費		1,853,436
5 予備費	1 予備費		1,000
	歳出合計		8,071,084

第2表 債務負担行為

事項	項目	期間	限度額	額
行政事務用機器等の賃借について契約を締結すること。		平成17年度から平成19年度まで		3,286 千円

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
造林費	100,000	普通貸借	6.5%以内	農林漁業金融公庫の定める融資条件による。
			9.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府)	政府資金については、その融資条件により、銀

林道費	602,000	普通債 貸券 借券 発行	及び公 融 金 に 関 し て、 利 率 の 見 直 し 後 に お い て、 当 該 見 直 し 後 の 利 率	行その他の場合には、その債権者と協定するも のとする。ただし、財政その他の都合により据 置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償 還又は低利に借換えをすることができるとする。
林道災害復旧費	29,000	同	同	同
計	731,000			

3 平成16年度山梨県教育奨励資金特別会計予算

平成16年度山梨県教育奨励資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,540千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額	額
1 国庫支出金			2,322
	1 国庫補助金		2,322
2 寄附金			1

	1 寄 附 金		1
3 繰 越 金			1
	1 繰 越 金		1
4 諸 収 入			3,216
	1 貸 付 金 償 還 金		3,216
歳 入	合 計		5,540

歳 出

款	項	金 額
1 教 育 費		5,540
	1 教 育 奨 励 費	5,540
歳 出	合 計	5,540

4 平成16年度山梨県災害救助基金特別会計予算

平成16年度山梨県災害救助基金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ223,210千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」に

よる。

(地方債)

- 第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起すことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 国庫支出金		56,792
	1 国庫負担金	56,792
2 財産収入		250
	1 財産運用収入	250
3 繰入金		85,168
	1 繰入金	85,168
4 県債		81,000
	1 県債	81,000
歳入	合計	223,210

歳出

款	項	金額
1 災害救助費		223,210

	1 災害救助費	223,210
歳出	合計	223,210

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害救助基金貸付金	81,000	災害救助法の定めるところによる。	無利子	災害救助法の定めるところによる。
計	81,000			

5 平成16年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計予算

平成16年度山梨県母子寡婦福祉資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ228,317千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

款	項	金額
1 繰越金		105,495
	1 繰越金	105,495

2 諸 収 入			122,822
	1 貸付金元利収入		122,818
	2 雑 入		4
歳 入	合 計		228,317

歳 出

款	項	金 額
1 母子寡婦福祉費		201,500
	1 母子寡婦福祉費	201,500
2 公 債 費		17,039
	1 公 債 費	17,039
3 繰 出 金		9,778
	1 一般会計繰出金	9,778
歳 出	合 計	228,317

6 平成16年度山梨県中小企業近代化資金特別会計予算

平成16年度山梨県中小企業近代化資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,300,497千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位千円)

款	項	金 額
1 繰 入 金		72,903
	1 繰 入 金	72,903
2 繰 越 金		2,592,019
	1 繰 越 金	2,592,019
3 諸 収 入		3,635,575
	1 貸付金償還金	3,635,573
	2 雑 入	2
歳 入	合 計	6,300,497

歳出

款	項	金額
1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 金	中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 金	6,300,497
	1 中 小 企 業 近 代 化 資 金 貸 付 金	6,300,497
歳 出	合 計	6,300,497

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度	額
財団法人やまなし産業支援機構が、平成16年度において小規模企業者等設備導入資金助成法に基づき、県及び中小企業金融公庫又は銀行その他の金融機関からの借入金並びに同機構の自己調達資金により行う設備資金貸付事業及び設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。	平成16年度から平成24年度まで	借入元本2,700,000千円及び自己調達資金100,000千円の元利合計金額（遅延利息を含む。）について、設備資金貸付資金にあつては100%以内、設備貸与資金にあつては45%以内（リースにあつては50%以内）	
財団法人やまなし産業支援機構が、平成16年度において、県及び金融機関からの借入金により行う県単独中小企業設備貸与事業について損失を生じた場合、同機構に対しその損失を補償すること。	平成16年度から平成23年度まで	借入元本1,000,000千円の元利合計金額（遅延利息を含む。）の45%以内（リースにあつては50%以内）	

7 平成16年度山梨県農業改良資金特別会計予算
 平成16年度山梨県農業改良資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。
 (歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ455,936千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
 歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 国 庫 支 出 金	1 国 庫 補 助 金		47
2 繰 入 金	1 繰 入 金		70,609
3 繰 越 金	1 繰 越 金		29,593
4 諸 収 入			226,087

		1 貸付金償還金	225,607	
		2 雑入	480	
5 県	債		129,600	
		1 県	債	129,600
歳	入	合	計	455,936

歳出

款	項	金額		
1 農業改良資金		455,936		
	1 資金貸付金	455,936		
歳	出	合	計	455,936

第2表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業改良資金 農貸	53,600	普通貸借	無利子	農業改良資金助成法の定めるところによる。

就 農 支 援 資 金 貸 付 金	76,000	同	上	同	上	青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の定めるところによる。
計	129,600					

8 平成16年度山梨県市町村振興資金特別会計予算

平成16年度山梨県市町村振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,937,748千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
1 繰 越 金			1,253,629
	1 繰 越 金		1,253,629
2 諸 収 入			2,684,119
	1 貸 付 金 元 利 収 入		2,684,119
歳 入	合 計		3,937,748

歳 出

款	項	金額
1 市町村振興資金		3,937,748
	1 資金貸付金	3,330,358
	2 償還金	107,390
	3 一般会計繰出金	500,000
歳出合計		3,937,748

9 平成16年度山梨県税証紙特別会計予算

平成16年度山梨県税証紙特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,168,180千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 県税証紙収入		4,168,178
	1 県税証紙収入	4,168,178
2 繰越金		2

	1 繰越金	
歳入合計		4,168,180

歳出

款	項	金額
1 繰出金		4,168,180
	1 一般会計繰出金	4,168,180
歳出合計		4,168,180

10 平成16年度山梨県集中管理特別会計予算

平成16年度山梨県集中管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

- 第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ119,881,323千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

(単位千円)

款	項	金額
歳入		

1 使用料及び手数料			15,406
	1 使用料		15,406
2 繰入金			61,799
	1 繰入金		61,799
3 繰越金			905
	1 繰越金		905
4 諸収入			119,803,213
	1 振替収入		119,803,213
歳入	合計		119,881,323

歳出

款	項	金額
1 自動車管理費		16,310
	1 自動車管理費	16,310
2 給与管理費		119,747,113

	1 給与管理費	119,747,113
3 通信管理費	1 通信管理費	98,800
4 車両燃料管理費	1 車両燃料管理費	19,100
歳出	合計	119,881,323

11 平成16年度山梨県商工業振興資金特別会計予算

平成16年度山梨県商工業振興資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,293,908千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1 繰入金	1 繰入金	1,226,861
	1 繰入金	1,226,861

2 諸 収 入			3,067,047
	1 貸付金償還金		3,067,047
歳 入	合 計		4,293,908

歳 出

款	項	金	額
1 商 工 業 振 興 資 金 貸 付			4,293,908
	1 商 工 業 振 興 資 金 貸 付		4,293,908
	歳 出	合 計	4,293,908

12 平成16年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計予算

平成16年度山梨県林業・木材産業改善資金特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ167,420千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算
歳 入

(単位千円)

款	項	金	額
---	---	---	---

1 国庫支出金				13
	1 国庫補助金			13
2 繰入金				1,427
	1 繰入金			1,427
3 繰越金				39,126
	1 繰越金			39,126
4 諸収入				126,854
	1 貸付金償還金			126,852
	2 雑収入			2
歳入	合計			167,420

歳出

款	項	金額	額
1 林業・木材産物 改善資金			72,427
	1 資金貸付金		72,427

2	木材産業等高度化 推進資金貸付金	1	資金貸付金	93,793
		合計		
3	林業就業促進資金 貸付金	1	資金貸付金	1,200
		合計		

13 平成16年度山梨県流域下水道事業特別会計予算

平成16年度山梨県流域下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,264,023千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表地方債」による。

第1表 歳入歳出予算
歳入

(単位千円)

款	項	金額
1	分担金及び負担金	3,772,007

		1 負担金	3,772,007
2 県支出金			3,386,560
		1 県補助金	3,386,560
3 繰入金金			2,759,955
		1 繰入金金	2,759,955
4 繰越金			6,675
		1 繰越金	6,675
5 諸収入			150,826
		1 受託事業収入	38,000
		2 雑収入	112,826
6 県債			1,188,000
		1 県債	1,188,000
歳入	合計		11,264,023
歳出			

款	項	金額	額
1 流域下水道費	1 流域下水道管理費		8,628,291
	2 流域下水道事業費		2,714,671
			5,913,620
2 公債費	1 公債費		2,634,732
			2,634,732
3 予備費	1 予備費		1,000
			1,000
歳出	合計		11,264,023

第2表 債務負担行為

事	項	期	間	限	度	額
	峡東流域下水道建設事業に係る浄化センター機械濃縮機棟建設工事（東八代郡石和町）について請負契約を締結すること。	平成17年度				180,000 千円
	釜無川流域下水道建設事業に係る釜無川2号幹線管渠埋設工事1工区（葦崎市）につ	平成17年度				110,000 千円

いて請負契約を締結すること。					
釜無川流域下水道建設事業に係る釜無川2号幹線管渠埋設工事2工区(葦崎市)について請負契約を締結すること。		平成17年度			130,000 千円
釜無川流域下水道建設事業に係る富士川3号幹線管渠埋設工事(西八代郡市川大門町)について請負契約を締結すること。		平成17年度			120,000 千円
桂川流域下水道建設事業に係る桂川1号幹線管渠埋設工事2工区(富士吉田市)について請負契約を締結すること。		平成17年度			220,000 千円
桂川流域下水道建設事業に係る桂川1号幹線管渠埋設工事3工区(富士吉田市)について請負契約を締結すること。		平成17年度から 平成18年度まで			380,000 千円
桂川流域下水道建設事業に係る桂川1号幹線管渠埋設工事4工区(富士吉田市)について請負契約を締結すること。		平成17年度			200,000 千円

第3表 地方債

(単位千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
			9.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り	

流域下水道事業費	1,188,000	普通債 貸券 借発 又行	入れる政府 資金及び公 営企業資金に ついて、利 率の見直し を行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができるとする。
計	1,188,000			

14 平成16年度山梨県営電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成16年度山梨県営電気事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 年間目標供給電力量 466,033,000キロワットアワー
(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

- 第1款 電気事業収益 4,125,275千円
第1項 営業収益 4,107,803千円
第2項 財務収益 13,166千円
第3項 事業外収益 3,986千円
第4項 特別利益 320千円

支出

- 第1款 電気事業費用 3,439,973千円
第1項 営業費用 3,080,231千円
第2項 財務費用 221,120千円
第3項 事業外費用 133,592千円
第4項 特別損失 30千円

第5項 予備費

5,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額788,106千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額14,978千円、中小水力発電開発改良積立金30,800千円及び過年度分損益勘定留保資金742,328千円で補てんするものとする。)

収入

- 第1款 資本的収入 180,876千円
第1項 固定資産売却代金 100千円
第2項 長期貸付金償還金 155,000千円
第3項 国庫補助金 13,200千円
第4項 工事負担金 12,576千円

支出

- 第1款 資本的支出 968,982千円
第1項 新琴川第三発電所建設費 46,173千円
第2項 水力発電設備改良費 197,505千円
第3項 水力発電地点開発調査費 10,500千円
第4項 水力発電設備改良調査費 60,900千円
第5項 企業債償還金 653,904千円
(継続費)

第 5 条 継 続 費 の 総 額 及 び 年 割 額 は、 次 の と お り と 定 め る。

款	項	事業名	総額	年 度	年 割 額
1 電気事業費用	1 営業費用	新琴川第三発電所建設事業	75,600 千円	平成16年度	1,995 千円
				平成17年度	43,732 千円
				平成18年度	29,873 千円
1 資本的支出	1 新琴川第三発電所建設費	新琴川第三発電所建設事業	809,603 千円	平成16年度	46,173 千円
				平成17年度	316,596 千円
				平成18年度	342,258 千円
				平成19年度	104,576 千円

(債務負担行為)

第 6 条 債 務 負 担 行 為 を す る こ と が で き る 事 項、 期 間 及 び 限 度 額 は、 次 の と お り と 定 め る。

事 項	期 間	限 度 額
行政事務用機器等の賃借について契約を締結すること。	平成17年度から平成21年度まで	19,246 千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第 7 条 予 定 支 出 の 各 項 の 経 費 の 金 額 を 流 用 す る こ と が で き る 場 合 は、 次 の と お り と 定 め る。

- (1) 営業費用と事業外費用との間
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 8 条 次 に 掲 げ る 経 費 に つ い て は、 そ の 経 費 の 金 額 を、 そ れ 以 外 の 経 費 の 金 額 に 流 用

し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

- (1) 職員給与費等
(たな卸資産購入限度額) 1,138,800千円

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

15 平成16年度山梨県営温泉事業会計予算

(総則)

第1条 平成16年度山梨県営温泉事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給湯口数 559口
- (2) 年間総給湯量 773,262立方メートル
- (3) 一日平均給湯量 2,119立方メートル

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		支出	
第1款 温泉事業収益	116,365千円	第1款 温泉事業費用	132,719千円
第1項 営業収益	144,080千円	第1項 営業費用	127,608千円
第2項 営業外収益	145千円		
第3項 特別利益	22,140千円		

第2項 営業外費用 4,101千円

第3項 特別損失 10千円

第4項 予備費 1,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額28,073千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,983千円、建設改良積立金24,752千円及び過年度分損益勘定留保資金1,338千円で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入 15,136千円

第1項 固定資産売却代金 10千円

第2項 工事業負担金 15,126千円

支出

第1款 資本的支出 43,209千円

第1項 温泉事業設備改良費 43,209千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事	項	期	間	限	度	額
行政事務用機器等の賃借について契約を締結すること。		平成17年度から	平成21年度まで			663千円

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費等 42,972千円

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、1,000千円と定める。

16 平成16年度山梨県営地域振興事業会計予算

(総則)

第1条 平成16年度山梨県営地域振興事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 丘の公園年間総収容人員
(収益的収入及び支出) 256,553人

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入	
第1款 地域振興事業収益	161,035千円
第1項 営業収益	157,504千円
第2項 営業外収益	365千円
第3項 特別利益	3,166千円
支出	
第1款 地域振興事業費用	324,890千円
第1項 営業費用	300,935千円
第2項 営業外費用	7,955千円
第3項 特別損失	15,000千円
第4項 予備費	1,000千円

(資本的収入及び支出)
第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額54,990千円は、当年度分損益勘定留保資金で補てんするものとする。）。

収入	
第1款 資本的収入	10千円
第1項 固定資産売却代金	10千円
支出	
第1款 資本的支出	55,000千円
第1項 他会計借入金償還金 (債務負担行為)	55,000千円
第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。	

事項	期間	限度額
行政事務用機器等の賃借について契約を締結すること。	平成17年度から平成21年度まで	260千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、1,600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用との間
(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費等

8,097千円

17 平成16年度山梨県営病院事業会計予算
(総則)

第1条 平成16年度山梨県営病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。
(業務の予定量)
第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 中央病院

ア 病床数	627床
イ 年間入院患者数	179,667人
ウ 年間外来患者数	245,363人
エ 1日平均入院患者数	492人
オ 1日平均外来患者数	1,010人

(1) 北病院

ア 病床数	300床
イ 年間入院患者数	81,395人
ウ 年間外来患者数	49,227人

エ 1日平均入院患者数 223人
 オ 1日平均外来患者数 203人
 (収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入		支出	
第1款 病院事業収益	16,822,850千円	第1款 資本的収入	11,638,919千円
第1項 医業収益	13,750,710千円	第1項 企業債	9,685,000千円
第2項 医業外収益	3,071,760千円	第2項 出資	225,508千円
第3項 特別利益	380千円	第3項 負担金	1,728,411千円
第1款 病院事業費用	18,051,818千円	第1款 資本的支出	12,701,755千円
第1項 医業費用	17,192,744千円	第1項 中央病院施設改良費	138,945千円
第2項 医業外費用	854,824千円	第2項 北病院施設改良費	49,599千円
第3項 特別損失	3,250千円	第3項 中央病院建設費	9,920,595千円
第4項 予備費	1,000千円	第4項 企業債償還金	2,592,616千円

(資本的収入及び支出)
 第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める (資本的収入額が資本的

支出額に対し不足する額1,062,836千円は、過年度分損益勘定留保資金1,062,836千円で補てんするものとする。)

収入		支出	
第1款 資本的収入	11,638,919千円	第1款 資本的支出	12,701,755千円
第1項 企業債	9,685,000千円	第1項 中央病院施設改良費	138,945千円
第2項 出資	225,508千円	第2項 北病院施設改良費	49,599千円
第3項 負担金	1,728,411千円	第3項 中央病院建設費	9,920,595千円
第1款 資本的収入	11,638,919千円	第4項 企業債償還金	2,592,616千円

(債務負担行為)
 第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度	額
行政事務用機器等の賃借について契約を締結すること。	平成17年度から平成21年度まで		18,214 千円

(企業債)
 第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度	起債の方法	利 率	償 還	の 方 法
			9.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り		

中央病院 施設改良費	138,000千円	普通貸借又は 債券発行	入れる政府 資金及び公 営企業金融 公庫資金に ついて、利 率の見直し を行った後 において、 当該見直し 後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、財政その他の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えをすることができる。
北病 院 施設改良費	45,000千円	同	同	同
中央病 院 建設費	9,502,000千円	同	同	同
計	9,685,000千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、11,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用と医業外費用との間
(議会の議決を経なければ流用することできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならぬ。

(1) 職員給与費等 7,550,270千円

(他会計からの補助金)

第10条 営業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、425,940千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、4,900,362千円と定める。